

高崎労働基準協会広報

# 会報

第128号

発行 一般社団法人 高崎労働基準協会

発行者 堀口 廣政

TEL 027-323-9847

FAX 027-327-9015

<http://www.takasakirouki.com/>



## 令和4年度高崎地区産業安全衛生大会が開催されました

全国労働衛生週間中の令和4年10月5日(水)、恒例の「高崎地区産業安全衛生大会」がホワイトイン高崎において開催されました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため3年ぶりの開催となりましたが、当日は、高崎労働基準監督署の大村署長や恩田安全衛生課長にご出席いただき、会員事業場の担当者など51名が参加しました。

はじめに主催者を代表して堀口協会長と主唱者である高崎労働基準監督署の大村署長が挨拶を行い、新型コロナウイルス感染症やウクライナでの軍事侵攻などにより経済情勢は厳しい状況にあるが、どのような状況にあっても労働災害の防止を徹底しなければならないこと、最近の労働災害の発生状況は増加しており、一層の災害防止に努めなければならないことを呼びかけました。

第一部表彰式においては、安全衛生管理水準等の向上に努め、優秀な結果を実現した事業場や個人に対して、高崎労働基準監督署長賞、高崎労働基準協会会長賞が授与されました。第二部特別講演では、一般社団法人高崎労働衛生センター理事長の山口達雄氏による「今後の新たな化学物質規制・管理および歯科特殊健康診断」と題する講演が行われました。有機溶剤や特定化学物質など法律で規制したこれまでの管理から、もっと幅広い化学物質に対して自主的な管理を行うことになっていくことになっていますが、講師の先生は動画を多く取り入れたパワーポイントを使ってわかりやすく講演を行いました。

## 令和4年度 高崎地区産業安全衛生大会 表彰受賞者【敬称略】

安全衛生管理水準の向上や労務関係業務等に貢献された方々です。受賞者の皆さん、おめでとうございます。

### 1. 高崎労働基準監督署長賞

優良事業場

安中分会 株式会社ユー・コーポレーション  
TEC事業部 ACOA工場

### 2. (一社) 高崎労働基準協会会長賞

優良事業場 (安全の部)

安中分会 株式会社パイオラックスエイチエフエス  
安中分会 上毛天然瓦斯工業株式会社 北関東事業所

優良事業場 (衛生の部)

第4分会 株式会社群馬分析センター  
松井田分会 株式会社金沢化成

功績者 (安全の部)

第4分会 デンカエラストリビューション株式会社  
山田 伸広

優良労務担当者

第4分会 境原亜沙美 (高信化学株式会社)  
安中分会 山口 浩 (珪友工業株式会社)  
松井田分会 上村 秀明 (株式会社光企画 高梨子倶楽部)

### 3. 表彰披露

群馬労働局長表彰 (奨励賞)

松井田分会 ミネベアミツミ株式会社 松井田工場

(一社) 群馬労働基準協会連合会長表彰

(産業安全部門の優良事業場賞)

安中分会 株式会社氷見鉄工所



監督署長賞受賞者



優良事業場 (安全の部) 受賞者



優良事業場 (衛生の部) 受賞者



功績者 (安全の部) 受賞者



優良労務担当者受賞者

## 大会宣言



池崎安全部会長

高崎労働基準監督署管内における労働災害は、関係者の不断の努力により、順調に減少してきたものの、平成21年以降、横ばいから増加基調に変化し、令和3年は平成21年比で15%増加している。同署が策定し、本年が最終年度となる第13次労働災害防止計画では、目標として死亡者数を前計画期間中の総数の15%以上減少、死傷者数を令和4年において平成29年比の5%以上減少を掲げているが、すでに平成30年1月から令和4年8月末時点での死亡者数は14人で計画達成とならず、死傷者数は令和4年8月末時点で448人となっており、計画達成が極めて困難な状況となっている。また、健康診断結果の有所見者の割合は、依然として全国平均よりも高く、健康確保への取り組みが求められる。

こうした状況の中、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図りながら、作業行動に起因する「行動災害」の防止、過重労働による脳・心臓疾患や強いストレスによる精神障害の防止対策に積極的に取り組むことが必要である。我々は、本大会を契機に、人命尊重の基本理念に立ち返り、先人の築いてきた安全文化への情熱と知識・経験を継承し、労使が一丸となって、誰もが健康で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け、全力を尽くすことをここに宣言する。

令和4年10月5日

高崎地区産業安全衛生大会

### 特別講演

## 『今後の新たな化学物質規制・管理および歯科特殊健康診断』

一般社団法人高崎労働衛生センター 理事長 山口達雄氏

労働安全衛生関係法令の改正により職場における化学物質管理が「法令準拠型」から「自律管理型」へと大きく変わることとなりますが、これについて日頃各企業における労働安全衛生管理のコンサルティングを行っている一般社団法人高崎労働衛生センター理事長の山口達雄先生より「今後の新たな化学物質規制・管理および歯科特殊健康診断」と題する講演をいただきました。

冒頭、先生は労働衛生コンサルタントとして活動していますが、同じ「コンサルタント」でも、昨今の世間を騒がせている「スポーツコンサルタント」とは違いますとのユーモアを交えた自己紹介から始まりました。はじめにこれまでの法令に基づく化学物質管理規制の発端となった

ハップサンダルのベンゼン中毒について、ハップサンダルが流行ることとなったオードリー・ヘップ・バーン主演の名画「ローマの休日」のなつかしいワンシーンがスライドに流れると、思わず引き込まれてしまいました。また、現在法規制されている化学物質以外の物質だからといって安全とは限らないことの譬えとして、ノンアルコールビールからそれぞれアルコール度数の違うビール（系飲料）をスライドに示して、「有機溶剤中毒予防規則では有機溶剤が5%を超えて含まれているものを有機溶剤混合物として規制の対象としているが、5%以下のものは健康に影響がないかというところではありません。たとえばアルコール飲料であるエタノールは有機溶剤ではありませんが仮に有機溶剤だとして、5%以下のビールでは全く酔わないかというところではありませんね。」という説明には、お酒の弱い私は納得してしまいました。そして今後の自主的な管理の要となるリスクアセスメントについて、自社でリスク評価の判断を検討することはとても重要なことであるが、「正常性バイアス」といって人はリスクを過小評価してしまいがちになるので、「コンサルタント」など外部の専門家に依頼することもよいと講演されていました。



## 高崎労働基準監督署からのお知らせ

詳細は厚生労働省・群馬労働局ホームページを参照願います。

群馬県最低賃金が、時間額 895 円（令和4年10月8日発効）に改訂されました。

また、賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」の制度もあります。詳しくは厚生労働省のホームページ（「業務改善助成金」で検索）を確認するか、群馬働き方改革推進支援センター（電話 0120-486-450）までお問い合わせください。

### 職場のQ&A

Q 来年の4月から残業手当の割増率が引上げになると聞きました。最低賃金も上がったと聞いているので労務コストがさらに上昇するのは何とか抑えて、残業時間の削減に一層努めたいと思っています。詳しく教えてください。

A 前回のこのコーナーで、労働時間は原則として1日8時間、1週40時間と決められているとお話ししましたが、これを超えて労働させた時間は時間外労働（いわゆる「法定時間外残業」）といい、その時間の賃金は通常の2割5分以上の割増賃金としなければなりません（法定休日労働の場合は3割5分以上）。ところが、近年、長時間労働が社会問題化し、その抑制策としてこの割増率を一部引き上げることとしたものです。大手企業についてはすでに適用されていますが、中小企業では令和5年3月31日まで適用が猶予されているもので、来年4月からは中小企業でも適用となります。

引き上げられるのは、1か月の時間外労働（法定時間外残業）の合計時間数が60時間を超える時間で、割増率は5割以上となります。「以上」というのは、最低限5割としなければならないという意味です。たとえば、月60時間までの時間外労働の割増率を2割5分、60時間超えの時間外労働の割増率を5割と決めている事業場で、1時間あたり1,000円の賃金で働いている人の割増賃金（時間外手当）は

月60時間まで・・・1時間1,250円

月60時間超・・・1時間1,500円

となります。

また、時間外労働と深夜労働が重なっている場合には、両方の割増率が足されることとなります。法定休日労働については時間外労働とはなりませんので割増率は3割5分以上のままであり、月の時間外労働の合計時間数には含まれませんが、法定休日以外の休日労働については1日8時間、1週40時間の原則時間を超えていれば時間外労働として扱うこととなりますので、月の時間外労働の合計時間数に含まれます。

この引き上げられた分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することもできます（代替休暇）。関心のある方は労働基準監督署の窓口又は働き方改革推進センターまでお問い合わせください。

知っていますか？  
自分の最低賃金

群馬県 最低賃金

**895円**

令和4年10月8日から

**30円UP**

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人と暮らしのための良一歩だよ！

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

厚生労働省 労働基準局 群馬労働局

中小企業の事業者の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント  
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)		(2023年4月1日から)	
月60時間超の残業割増賃金率		月60時間超の残業割増賃金率	
大企業は 50% (1000円×40分×50%)		大企業、中小企業ともに50%	
中小企業は 25%		中小企業の割増賃金率を引き上げ	

1か月の時間外労働		1か月の時間外労働	
1日8時間・1週40時間を超え、60時間以内		1日8時間・1週40時間を超え、60時間以内	
60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
大企業 25%	50%	大企業 25%	50%
中小企業 25%	25%	中小企業 25%	50%

※2023年4月1日から労働基準法改正について、割増賃金の引き上げの制度となります。

(注) 中小企業に該当するが、1または2を完了したかどうかで企業規模で判断されます。

業種	1 前年度の売上または出稼金額	2 常時雇用する労働者数
小企業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

厚生労働省 中小企業 群馬労働基準監督署

## 編集後記

先日、高崎地区産業安全衛生大会を対面で開催しました。大会の様子は本文をご覧ください。とて、参加いただいた全ての皆様に改めて御礼申し上げます。

さて、大会が終了して秋本番、と言いたいところですが昨今は秋の爽やかでちょうどいい気温の時期が短く、夏から初冬へ駆け足で移るような感じです。特に今年はラニーニャ現象の影響で冬の訪れは早く、寒さも厳しくなるとの予想なので冬を迎える準備をしっかりとっておきたいですね。

冬と言えばインフルエンザの流行期でもあります。ここ何年かは手洗いやマスクの着用が徹底されたことで殆ど流行りませんでした。新型コロナの対策は緩和の方向ですが、感染が終息したわけではありません。インフルエンザや新型コロナの感染防止のため、当分の間はマスクが手放せないようです。ところで、日常的にマスクを着用していることで隠れ酸欠という症状（慢性的な偏頭痛、気分のイライラ、疲れが取れにくい等）が出る場合があるようです。詳しい情報はネットで調べられますので、参考にしてみてください。

感染症に対してマスクが有効な対策であることは明らかなので、適切に使用してこれからの時期も乗り切っていきましょう。（総務部会 佐藤 真/信越化学工業㈱）

